## 資料 2

 平成 28 年 12 月 20 日

 地 方 財 政 審 議 会

総務大臣配分資産に係る平成24年度分から平成28年度分までの固定資産税の課税標準となるべき価格等の決定及び修正について(平成28年12月修正分)

資料 2-1

## 総務大臣配分資産に係る平成24年度分から平成28年度分までの 固定資産税の課税標準となるべき価格等の決定及び修正について(総括)(平成28年12月修正分)

(単位:千円)

年度	追加		修正		計		45岁百日:1.7·
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	税額見込み
24	0	0	△ 85,542	△ 186,265	△ 85,542	△ 186,265	△ 2,608
25	0	0	41,880	△ 88,632	41,880	△ 88,632	△ 1,241
26	0	0	63,570	△ 43,328	63,570	△ 43,328	△ 607
27	0	0	651,351	△ 143,888	651,351	△ 143,888	△ 2,014
28	664,332	381,718	190,832	△ 70,916	855,165	310,803	4,351
計	664,332	381,718	862,091	△ 533,029	1,526,424	Δ 151,310	Δ 2,118

<sup>※</sup> 修正の「決定価格」及び「課税標準額」は、当初申告と修正申告の差額である。 ※ 表示単位未満四捨五入により計が一致しない場合がある。